国別障害関連情報コスタリカ共和国

独立行政法人 国際協力機構(JICA)

> 令和3年2月 (2021年2月)

株式会社国際開発センター 株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング

> 人間 JR 21-005

本調査は、JICA が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに委託し、第本調査の内容は2020年11月から2021年2月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と該者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものであり、データ類の信憑性についてJICAは責任いものとする。	当国関係

国別障害関連情報 コスタリカ共和国 目次

1		指標	
	1 – 1.	基礎指標	1
	1 – 2.	障害に関する指標	2
2	. 障害	関連政策	6
	2 - 1.	障害関連行政制度	6
	2-2.	障害関連法律の詳細	8
	2-3.	CRPD 批准による対応状況	11
	2-4.	障害関連施策の状況	12
	2-5.	地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID)の状況	20
	2-6.	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を	利
	用する機	幾会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況	20
	2-7.	新型コロナウイルスの流行がもたらした影響	20
3	. 障害	関連団体の活動概況	22
	3 — 1.	障害当事者団体の活動概要	22
	3-2.	障害者支援団体の活動概要	22
4	.参考資	資料	23

図表目次

表 1	制限のある生活機能別の障害者人数・割合(2011)	3
表 2	コスタリカの障害関連担当機関	6
図 1	障害者の年齢別割合(2011)	4
図 2	都市部・農村部別の障害者割合 (2011)	4
図 3	州別の障害者人数と比率(2011)	5
図 4	制限のある生活機能別の性別割合(2011)	5

略語表

	叫品致	
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシ ブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテー
		ション
CENARE	Centro Nacional de Rehabilitación	国立リハビリテーションセン
		ター
CNREE	Consejo Nacional de Rehabilitación y Educación	リハビリテーション・特別支
	Especial	援教育全国審議会
CONAPDIS	Consejo Nacional de Personas con Discapacidad	全国障害者審議会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with	国連障害者権利条約
	Disabilities	
DPO	Disabled People's Organization	障害者団体
INEC	Instituto Nacional de Estadística y Censos	国立統計国勢調査機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構

1. 基礎指標

1 - 1. 基礎指標¹

1人当たり GDP	12,238.38 米ドル	2019年
セクター別政府支出		
保健医療(対 GDP 比)	7.33 %	2017年
教育(対 GDP 比)	7.05 %	2019年
社会福祉(対 GDP 比)	1.37 %	2019年

人口

総人口	5,047,560 人	2019年
男性人口比率	49.98 %	
女性人口比率	50.02 %	
都市人口比率	80.08 %	
農村人口比率	19.92 %	
出生時平均余命 (全体)	80 歳	2018年
男性	78 歳	
女性	83 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	3 %	2018年
新生児死亡率 (1,000 人当たり)	6 人	2019年

教育

教育制度		
初等教育年数	6年	2020年
義務教育年数	13 年	2019年
成人識字率(全体)	98 %	2018年
男性	98 %	2018年
女性	98 %	2018年

¹ 世界銀行 https://data.worldbank.org/indicator(参照 2020-12-08)に基づく。

就学率				
初等教育2	(総就学率)			2019年
全体		116	%	
男子		116	%	
女子		117	%	
中等教育3	(総就学率)			2019年
全体		141	%	
男子		136	%	
女子		147	%	
高等教育4	(総就学率)			2019年
全体		58	%	
男子		52	%	
女子		64	%	

雇用

失業率 (全体)	12.7 %	2020年
男性	10.7 %	
女性	15.9 %	

1-2. 障害に関する指標

1-2-1. 障害の定義

コスタリカ共和国(以下、「コスタリカ」)政府が国連障害者権利条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」)の障害者権利委員会に 2011 年に提出した政府報告(以下、「政府報告」)には、コスタリカにおける障害の定義が明示されていない。その後、コスタリカ政府は総括所見による勧告を踏まえて、2018 年に全国障害調査(Encuesta Nacional de Discapacidad)を実施し、この中で CRPD の障害の定義、すなわち「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、さまざまな障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者」を採用している。

1-2-2. 障害に関する統計整備状況5

政府報告によれば、コスタリカでは障害に関する統計として、国立統計国勢調査機構 (Instituto Nacional de Estadística y Censos。以下、「INEC」) が実施する国勢調査のデータを

² 初等教育6年(6~11歳)

³ 中等教育 3 年 (12~14 歳)

⁴ 高等教育2年(15~16歳)

⁵ 政府報告、総括所見、第2・第3連結定期報告、2018年全国障害調査データ、2011年国勢調査データから収集・編集

使用している。最新の国勢調査は2011年に実施され、障害に関する質問項目が盛り込まれている。同調査によれば、全国民に対する障害者の割合は10.53%である。

国勢調査では、性別、年齢別、障害種別、重複の有無など基礎的なデータに加え、年代や障害種別の教育歴、就労状況、住居状態、保健サービス等についても質問項目が設けられている。障害統計に関する国連ワシントン・グループ短縮質問紙セットに準じ、機能障害別の選択肢として、①見る、③聴く、③話す、④歩行または階段の昇降、⑤腕や手の使用、⑥知的、⑦精神の 8 項目が設けられ、いずれも永続的な制限の有無について質問している。なお、同国勢調査では障害の原因については調査されていない。また、調査結果をまとめた表やグラフでは、「障害」、「制限」など異なる用語が混在している。

なお、障害者権利委員会の総括所見(2014年)では、国勢調査で使用されている障害の概念が医学モデルに基づいており、障害者を取り巻く環境に関するデータに一貫性が見られないことや、調査結果の信頼性が低い点が指摘されている。

総括所見での指摘を踏まえ、コスタリカは2018年に国として初めてとなる、障害に特化した全国障害調査を整備し、調査を実施した。しかしながら、調査対象が18歳以上の国民に限られているため、国全体の障害者の状況を把握できる体系にはなっていない。以上を踏まえ、本項ではINECの国勢調査(2011年)に基づく統計を採用した。

1-2-3. その他統計

障害者数(全体)	452,849 人	全人口の 9.8%	2011年
男性	218,395 人		
女性	234,454 人		

出所: INEC, 国勢調査(2011)を基に調査チームが作成

表 1 制限のある生活機能別の障害者人数・割合 (2011) 6

生活機能	人数	割合
見る	251, 464	41.7 %
聴く	70, 709	11.7 %
話す	29, 413	4.9 %
歩行または階段の昇降	140, 380	23.3 %
腕や手の使用	48, 859	8.1 %
知的	35, 416	5.9 %
精神	26, 971	4.5 %
合計	603, 212	100.0 %

出所: INEC, 国勢調査(2011)を基に調査チームが作成

-

⁶ 注:一人が複数の機能障害がある場合もあるため、機能障害別障害者の合計が障害者全体の人数(452,849人)とは一致しない。

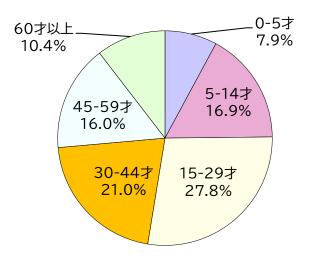


図1 障害者の年齢別割合(2011)

出所: INEC, 国勢調査(2011)を基に調査チームが作成



図2 都市部・農村部別の障害者割合 (2011)

出所: INEC, 国勢調査(2011)を基に調査チームが作成

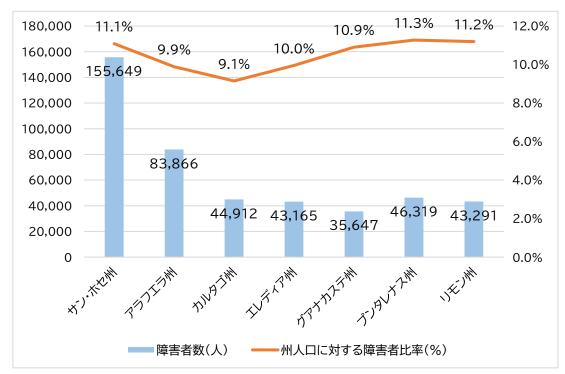


図3 州別の障害者人数と比率(2011)

出所: INEC, 国勢調査(2011)を基に調査チームが作成

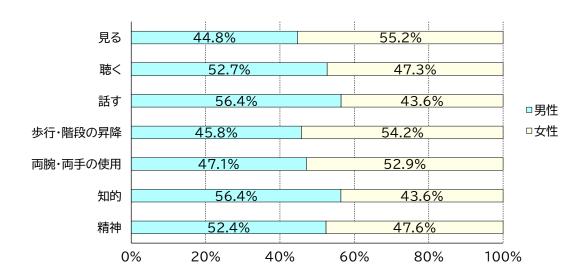


図 4 制限のある生活機能別の性別割合 (2011)

出所: INEC, 国勢調査(2011)を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2-1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】7

コスタリカでは、1973 年にリハビリテーション・特別支援教育全国審議会 (Consejo Nacional de Rehabilitación y Educación Especial。以下、「CNREE」)が設立され、さまざまな障 害者支援の取り組みが進められてきた。しかし、障害者の物理的アクセシビリティや医療・ 社会サービスの不足や障害者に対する偏見など、数々の課題により包括的に対応するため、 2015 年に全国障害者審議会(Consejo Nacional de Personas con Discapacidad。以下、 「CONAPDIS」) として再編された。2020年現在 CONAPDIS はコスタリカの障害政策の統 括機関であり、すべての社会領域における障害者の包摂的発展のため、障害者の人権の確立 を推し進める責任を負う。また、障害政策の実施、管理、フォローアップ等のプロセスを独 立的・客観的に評価することを目的としている。 CONAPDIS の理事会は公教育省 (Ministerio de Educación Pública)、労働社会安全省(Ministerio de Trabajo y Seguridad Social)、公共事業 運輸省(Ministerio de Obras Públicas y Transportes)、科学技術通信省(Ministerio de Ciencia, Tecnología y Telecomunicaciones)、社会保障公庫(Caja Costarricense de Seguro Social)、国家訓 練庁(Instituto Nacional de Aprendizaje)、社会支援混合庁(Instituto Mixto de Ayuda Social)、4 つの障害者団体(Disabled People's Organization。以下、「DPO」)の計 11 組織の代表から成 る。また、全国 95 の DPO と連携している。職員数は、本部 89 名、地方支部 32 名の合計 121名である(2016年時点)。

障害関連担当機関

表2 コスタリカの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	公教育省	障害のある児童・生徒のインクルーシブ教育、就学促進等の政
		策、事業を統括する。
2	保健省	リハビリテーションを含む障害者の保健関連政策を統括する。
3	労働社会安全省	障害者の労働包摂、雇用促進などの事業を統括する。CRPD の第
		9条と第26条の履行を促進する担当機関である。
4	社会保障公庫	保健省が策定した政策を実行する機関で、全国民に公的医療保
		険を提供する。
5	国家訓練庁	障害と教育に関する事業を、公教育省と連携して実施する。
6	社会支援混合庁	貧困状態にある障害者及び DPO への助成金の給付など、社会支
		援プログラムを実施する。

出所:政府報告及び CONAPDIS ウェブサイトを基に調査チームが作成

_

⁷ JICA コスタリカ支所報告書 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_0602942_4_f.pdf(参照 2020-12-16)、CONAPDIS ウェブサイト http://www.conapdis.go.cr/el_conapdis/estructura/junta_directiva.aspx(参照 2020-12-16)より収集・編集。

国内調整委員会設置状況8

委員会名称	全国障害審議会(CONAPDIS)
委員会メンバー	教育省、労働社会安全省、公共事業運輸省、科学技術通信省、社会保
	障公庫、国家訓練庁、社会支援庁、4DPO
役割と実施状況	コスタリカの障害政策の統括機関。すべての社会領域における障害者
	の包摂的発展のため、障害者の人権の確立を推し進める責任を負う。

委員会名称	アクセシビリティと障害に関する制度委員会 (Comisión Institucional
	en Accesibilidad y Discapacidad)
委員会メンバー	公共サービス規制局、CONAPDIS、農牧省、エネルギー環境技術
	省、科学技術省、文化若者省、通商省、経済産業商業省、教育省、
	内務警察省、財務省、大統領府省、公共事業交通省、外務省、保健
	省、公共安全省、労働社会安全省、住宅省、そのほか金融機関、大
	学、関連部局など計 63 機関。
役割と実施状況	行政が提供するさまざまなサービスを障害者が利用する際の、サービ
	スの質の改善を目的とする。

委員会名称	障害者雇用に向けた組織間技術委員会 ⁹ (Comisión Técnica
	Interinstitucional para la Empleabilidad de las Personas con Discapacidad)
委員会メンバー	労働社会安全省、国立訓練庁、社会支援混合庁、教育省、市民サービ
	ス総局、CONAPDIS
役割と実施状況	法律 8862 号「公的セクターにおける障害者包摂及び労働保護に関す
	る法」の遂行状況のモニタリング、障害者の労働包摂国家計画のフォ
	ローアップ、障害者のニーズに基づいた雇用を保障する技術訓練・教
	育のための連携体制の提案などを行う。

【地方政府行政】10

上述の CONAPDIS は首都サン・ホセの本部のほかに 9 つの地方支部を設けている。このほか、「アクセシビリティと障害に関する制度委員会」の地方委員会にあたる「アクセシビリティと障害に関する地方自治体委員会」が設けられている。

http://www.conapdis.go.cr/contactenos/comisiones_municipales_en_accesibilidad_y_discapacidad_COMAD.aspx(参照 2020-12-16)より収集・編集

⁸ 政府報告、CONAPDIS ウェブサイト

http://www.conapdis.go.cr/contactenos/comisiones_institucionales_en_accesibilidad_y_discapacidad_CIAD.aspx(参照 2020-12-16)より収集・編集。

⁹ 労働社会安全省 http://www.mtss.go.cr/seguridad-social/discapacidad.html(参照 2020-12-16)、大統領府 https://www.presidencia.go.cr/comunicados/2019/05/gobierno-crea-comision-nacional-de-empleabilidad-y-el-trabajo-para-personas-con-discapacidad/(参照 2020-12-16)より収集・編集。

¹⁰ CONAPDIS ウェブサイト

障害関連担当機関

委員会名称	アクセシビリティと障害に関する地方自治体委員会(Comisiones
	Municipales de Accesibilidad y Discapacidad)
委員会メンバー	全国 74 自治体
役割と実施状況	法律8822号を基に、各自治体に創設された委員会で、各州が法律7600
	号で定められた義務を遂行する担当管理組織。

2-2. 障害関連法律の詳細11

コスタリカでは、2008年の CRPD 批准に先んじ、1973年にリハビリテーション及び特別支援教育に関する国家審議会設立法(法律5347号)が、1996年に障害者機会均等法(法律7600号)が施行された。CRPD 批准後は、国家審議会設立法の改正をはじめ、労働など個別分野における障害者の包摂や、障害者自立に関連するさまざまな法律が成立している。

障害者の権利等に関連する主な法律は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法律名	障害認定サービス創設に関する法(Decreto de Creación del Servicio de
	Certificación de la Discapacidad)
施行年	2017年
概要	認定サービスにより、自らの障害に関する証明書の保持が可能となった。
	証明書は国際生活機能分類(International Classification of Functioning
	Disability and Health)の基準を採用しており、証明書の保持者は国や企業
	が提供する、社会的、保健、労働、交通、教育などさまざまな社会的・
	選択的サービスにアクセスしやすくなる。

法律名	障害者自立推進法 ¹² (法律 9379 号。Ley para Promoción de la Autonomía
	Personal de las Personas con Discapacidad)
施行年	2016年
概要	障害者の自立生活に必要な制度を整えることを目的としている。障害者
	の地域生活を支える介助者派遣の補助金制度を確立した13。また、障害者
	自立推進プログラムの策定と、同プログラムの運営を担う自立生活活動
	ユニットの設立を CONAPDIS に義務付けた。

_

¹¹ 政府報告、JICA(2007)「国別障害関連情報コスタリカ共和国」、国際労働機関(International Labour Organization)ウェブサイト、コスタリカ大統領府ウェブサイト https://www.presidencia.go.cr/comunicados/2017/11/dos-decretos-facilitaran-apersonas-con-discapacidad-uso-de-transporte-publico-de-estacionamientos-y-acceso-a-servicios-publicos-y-privados/(参照 2020-12-16)より収集・編集。

¹² https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=103229&p_count=19&p_classification=01(参照 2020-12-16)

¹³ https://www.jica.go.jp/kansai/press/ku57pq00000ltpag-att/ku57pq00000m4bbr.pdf(参照 2020-12-16)

法律名	障害者権利条約批准に関する法(法律 8661 号)
施行年	2008年
概要	障害者権利条約を批准の根拠となる法律。

法律名	障害者機会均等法(法律 7600 号。Ley de Igualdad de Oportunidades para las
	Personas con Discapacidad y su Reglamento)
施行年	1996年
概要	非障害者と同等の権利と義務、生活の質、機会を享受できるような障害
	者の総合的発展を謳っている。リハビリテーションサービスの提供、交
	通手段などの物理的アクセシビリティと情報通信のアクセシビリティの
	確保、必要な支援機器や社会サービス提供などを、社会保障公庫と国立
	保険庁に義務付けた。

法律名	リハビリテーション及び特別支援教育に関する国家審議会設立法(法律
	5347 号。Ley de Creación del Consejo Nacional de Rehabilitación y Educación
	Especial)
施行年	1973 年(2011 年一部改正)
概要	リハビリテーション及び特別支援教育に関する国家審議会を設立するた
	めの根拠となる法律。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	障害者用駐車場使用と公共交通機関のアクセシビリティ強化に関する規
	則の変更(法令 4659 号。Decreto N° 4659 MOPT-MP Reforma al artículo 165
	del Reglamento a la Ley 7600, Accesibilidad al Transporte Público Colectivo)
施行年	2017年
概要	障害者機会均等法(法律 7600 号)の第 165 条を改正し、障害者用駐車
	場、バスのリフトや車いすスペースなどに関する位置や広さを細かく規
	定することで、障害のある利用者のアクセシビリティを強化した。

法律名	公的セクターにおける障害者包摂及び労働保護に関する法14(法律 8862
	号。Ley de Inclusión y Protección laboral de las Personas con Discapacidad en
	el Sector Público)
施行年	2010年
概要	公的セクターでの障害者の雇用を保護する法律。各公的機関における欠
	員の少なくとも 5%が障害者の雇用枠として留保しておくことが定めら
	れている。

法律名	所得税法(法律 7092 号。Ley del Impuesto sobre la Renta)	
施行年	2010年	
概要	民間企業や公的機関に対して、障害者雇用に必要なアクセシビリティ改	
	善の費用に対する税金を免除する。	

この他に、2011 年現在、障害や教育分野での例外的措置を認めるための著作権法の改正 が予定されている。

【障害者政策】15

政策名	国家開発公共投資計画 2019-2022 (Plan Nacional de Desarrollo y de Inversión	
	Pública 2019-2022)	
施行年	2019年	
概要	4年ごとに各政権が策定する、国の開発計画。同計画の文書は全5章で	
	構成されており、その第4章の主に第3項「人間保障」において、障害	
	者を対象とした各種支援プログラムや政策等が記されている。	

政策名	国家障害政策(Política Nacional en Discapacidad 2011-2030)
施行年	2011年
概要	2011 年に CNREE が策定した内容を引き継ぎ、CONAPDIS が障害者と
	DPO の参加による幅広い協議プロセスを通じて策定した政策。障害者が
	自身のニーズの特定、優先付けを行い、各戦略の実施を担う公的機関に
	向けた積極的是正措置の提案を行った。この政策は、各政権が策定する
	「国家開発公共投資計画」に紐づく「行動計画」を通じて実行されるこ
	とになっている。

https://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.detail?p_lang=en&p_isn=85501 (参照 2020-12-16)政府報告より抜粋・編集

政策名	障害者の労働包摂国家計画 ¹⁶ (Plan Nacional de Inclusión Laboral para la		
	Población con Discapacidad)		
施行年	2012年~2014年		
概要	国際労働機関が国連開発計画その他関連機関との協力の下、2012 年か		
	ら 2014 年に実施した、障害者の労働包摂を目的とした計画。コスタリ		
	カでは、労働社会保障省、国家職業訓練庁、教育省が協力機関として参		
	加した。2014年時点で以下の成果が確認された17。		
	・ コスタリカ政府による障害者の労働市場への参加促進向けた国家計画		
	の策定		
	・ 約 3,000 名の若年層障害者の雇用プロファイルの改善と労働市場への		
	アクセスの増加		
	・ 包括的企業ネットワークへの企業 60 社の加入と障害者 371 名の雇用		
	・ 障害者 100~150 名の識字教育を開始		
	・ 450~800 名の障害者が国家職業訓練庁、教育省、または DPO の学習		
	プログラムを修了		
	・ 45 企業が包括的企業ネットワークに加入し、8 企業が地域ネットワー		
	クに参加		

また、以下の計画に障害の課題が包含されている(2011年現在)。

- · 国家保健計画 2010-2021
- · 国家保健戦略計画 2010-2015
- ・国家 HIV/AIDS 戦略計画 2006-2010

2-3. CRPD 批准による対応状況

コスタリカ政府は 2008 年 10 月 1 日に CRPD 及び選択議定書を批准した。政府報告書を 2011 年 3 月 23 日に障害者権利委員会に提出し、受理されている。同委員会からは 2013 年 9 月 30 日に質問事項が提示され、コスタリカ国政府は 2014 年 4 月 10 日に回答書を提出した。市民団体からのパラレルレポートは 2013 年に 2 団体 18 から 2 報告、2014 年に 1 団体 19 から 1 報告が提出されている 20 。そして 2014 年 4 月 11 日に同委員会より総括所見が発出された。その後、コスタリカ政府は 2020 年 4 月 3 日に第 $2 \cdot$ 第 3 連結定期報告を同委員会に

_

¹⁶ UNDP

https://www.cr.undp.org/content/costarica/es/home/operations/projects/poverty_reduction/plan-nacional-de-inclusion-laboral.html (参照 2020-12-16)

^{「2015}年以降はコスタリカ政府が本計画を継続しているようだが、本調査では詳細情報が確認できなかった。

¹⁸ 国際障害審議会 (Disability Council International)、DPO 同盟 (DPOs Coalition Submission。31 団体による合同報告書)

¹⁹ DPO 報告 (Disabled Peoples Organizations Report。32 団体による合同報告書)。。

²⁰ このほか、DPO (Organizaciones de personas con Discapacidad。31 団体による合同報告書)より 1 報告があるが、提出年月日は不明。

提出し、受理されている。

総括所見では、法律9049号(2012年6月)でコスタリカ式手話を公式言語として承認し、 聴覚障害者教育への利用を定めた点を高く評価している。また、障害者機会均等法(1996年) における障害の定義の改正を可能とする、法律18283号(2014年2月)についても評価している。

他方、障害者を表す軽蔑的な用語の使用を中止し関連文書から削除すること、さまざまな社会サービスの運用において障害に関する評価基準の統一を図ること、CRPD の一般原則に沿い、コスタリカ憲法を含む国内法見直しを開始すること、DPO との協議体制を確立することなどが推奨されている。このほか、障害を理由とした差別を禁止するために必要な立法的・行政的措置を講じ、障害者の権利保護に向けた組織と体制の強化を図ることも推奨事項として含まれている。

なお、個別の分野に関する推奨事項については次項で述べる。

2-4. 障害関連施策の状況

① リハビリテーションを含む医療サービス21

コスタリカでは、保健省がリハビリテーションを含む保健関連の政策を統括している。保健省が策定した政策を実行するのが社会保障公庫であり、全国民に公的医療保険を提供する唯一の独立した公的機関である。この社会保障公庫に所属する国立リハビリテーションセンター(Centro Nacional de Rehabilitación。以下、「CENARE」)がリハビリテーションサービスの提供を担当するほか、国家保険庁(Instituto Nacional de Seguros)も国民の保険加入促進及び労災による障害者へのリハビリテーションサービスを提供している。

保健分野の政策もしくは計画としては、国家保健政策(Política Nacional de Salud)、国家保健計画 2010-2021 (Plan Nacional de Salud 2010-2021)、国家 HIV/エイズ政策 2006-2015 (Política Nacional de VIH y SIDA 2006-2015) などがあり、いずれの政策、計画も、国民の多様性と性的、民族的、文化的、障害などのちがいを尊重し、障害者を含む脆弱な人々を考慮にいれる方針が採られている。このほか、女性に対する暴力に関する国家計画(Plan Nacional de Violencia Contra las Mujeres)では、障害のある女性をより脆弱なグループとして位置づけている。加えて、国家身体活動計画(Plan Nacional de Actividad Física)では障害者への優先的配慮の内容が含まれるなど、コスタリカの保健政策や計画は、障害者の観点が横断的に取り入れられている。

障害者への医療サービスとして実施されてきた主な活動のひとつはリハビリテーションであり、国内 25 の地域医療センター、208 の企業内クリニック、そして国立保険庁の地域 医療センター職員による 7.209 件の往診を通じてサービスが提供された。

CENARE はリハビリテーションサービスのほかに、障害者に対する職業訓練や能力養成

²¹ 政府報告より収集・編集。

講習などを実施しており、労働分野での障害者の参加を実現するための支援が行われてい る。この CENARE の活動は、JICA のチリ・日本パートナーシッププログラムを通じて実施 された協力事業「コスタリカ身体障害者リハビリテーション」²² (2006~2009 年) の成果の 一つとして活用されている。また、リハビリテーションに使う副木を障害者自身が作れるよ う、副木製作のための技術講習を実施している。

国立保険庁も障害者の生活の質の改善に資するため、たとえば、整形外科機材や器具の供 与など、さまざまな方策を行っている。障害の種類と程度にもよるが、国立保険庁のサービ スを受ける障害者の住居環境の確認を行い、その結果、住居がアクセシビリティの最低条件 を満たさない場合には、個々人のニーズに応じた調整に必要な経済的支援を行う。また、必 要な人には、社会復帰するために必要な知識・技能の研修を自宅で学べるようにもしている。

労働災害によって障害を負った人については、適切な生活レベルと社会保障を障害者に 確保するために、負った障害に相当する補償を通じて、必要なすべての治療とリハビリテー ションサービスが受けられ、また、その費用の支給がなされることになっている。

保健省は、障害者が医療機関等で適切なサービスを受けることができるよう、医療従事者 に対する障害の啓発研修を 2008 年から実施している。研修の内容は、コスタリカ式手話、 障害のある利用者への対応、障害者機会均等法(法律 7600 号)に関する講習などである。 なお、DPO からはこの啓発研修について、研修参加者を増やすだけではなく、より広範な 地域まで研修を普及するよう指摘を受けている。

障害当事者からの評価によると、保健分野は他分野に比べて障害者への対応内容や方法 が改善されてきた分野であるが、今後の課題も残されている。例えば、保健省の建物 56 棟 の改修など物理的アクセスへの対応、建物標識の普及、点字や手話といった情報コミュニケ ーションのアクセスの構築、読みやすさの基準に基づいた本やパンフレット等の印刷など の促進が今後期待されている。

また、障害啓発に関連した課題として、医療従事者がさまざまな障害種別についての包括 的な情報を十分に持たないがゆえに、障害者のニーズに合ったコミュニケーションや技術 支援が行われない点が指摘されている。障害者の基本的権利としての、性と生殖に関する権 利についても情報不足である。

そしてまた、都市部と農村部で医療サービスの質の格差が大きく、障害者の特別な処置に 必要な医療機器がなく、適時適切な医療サービスを受けられないという問題についても言 及されている。

総括所見(2014年)による医療分野の推奨事項は以下のとおり。

- 保健に関するすべての政策、プログラム、サービスにおけるアクセシビリティの確保を 強化すること。
- 障害者が自由に意思表示できることを保障すること。

²² https://www.jica.go.jp/project/costarica/0602942/news/general/20091103.html (参照 2020-12-22)

・ 地域に根ざしたリハビリテーション (Community-based Rehabilitation。以下「CBR」) 推 進のための戦略を策定すること。

② 教育23

コスタリカでは、公教育省が教育分野における障害政策や計画を統括している。国家統括 審議会 (Consejo Nacional de Rectores) 及び国家訓練庁も、障害と教育に関連する組織であ る。

国家教育政策(Política de Estado en Educación)には、特別な教育ニーズのある児童・生徒が教育にアクセスできるようにするための政策が含まれている。こうした児童・生徒は、国の教育の基軸でありインクルーシブ教育を取り入れている「良質の教育センター」(Centro Educativo de Calidad)と呼ばれる教育施設へ通うことになっている。ここでは、特別な教育ニーズのある児童・生徒全体に対する教育的対応が早期介入とともに行われる。また、こうした児童・生徒は必要かつ適切な技術、教材、人材などの支援を受けて通常学級に在籍することができ、学業に取り組むこともできる。このように、特別な教育ニーズの有無に関わらず、差別のない教育の平等が保障されることになっている。

公教育省は、通常学校と特別支援学校に在籍する、障害のある児童・生徒への支援を提供している。支援は、視覚、聴覚、知的、学習、コミュニケーション、重複障害の有無などそれぞれの障害種別に応じて、各分野の専門家と教員によって行われる。公教育省の統計によれば、2010年に大学以外の教育機関に在籍した児童・生徒は108万2,070人で、このうち障害のある児童・生徒の割合は9.4%であった。さらにこのうち上述の支援を教育機関で受けた障害のある児童・生徒は、2010年に8万5,505人であった。国内には、2011年時点で22の特別支援学校(Centros de Educación Especial)があり、0~21 才までの異なる種別の障害者に対応している。

このほか公教育省に属する国立インクルーシブ教育リソースセンター(Centro Nacional de Recursos para la Educación Inclusiva)が、2003 年から 2010 年にかけて、教員、障害者、障害者の家族を対象とした研修を実施した。研修テーマは、インクルーシブ教育、障害、組織的活動などである。コスタリカ手話利用者への研修や、障害者の特定ニーズへの対応の仕方、支援方法に関するワークショップも開催された。

今後の課題としては、教育に関する統計制度の改善や、障害のある児童・生徒及びその家族に関する情報の整備が認識されている。また、教員や、障害者とその家族に対する研修内容を改善し、より広範に普及するのと同時に、障害者の権利についての理解促進も必要とされている。

障害者当事者からの指摘では、教育施設での物理的アクセシビリティの改善の多くがスロープの設置にとどまっている。教育の質や障害者への支援サービスの内容や方法、専門的な研修を受けた教員の不足、物理的アクセシビリティ以外のアクセシビリティへの配慮が

²³ 政府報告より収集・編集

見られないことなども指摘されている。ほかにも、インクルーシブ教育に精通した教員を養成するための大学学部や専攻課程がない、障害のある子どもを持つ親が子どもの教育プロセスに積極的に関与できるようになるための支援がないことも問題だとみなされている。

総括所見(2014年)による教育分野の推奨事項は以下のとおり。

- インクルーシブ教育に必要な教員養成に関する政策を実行すること。
- ・ 点字、手話などの補助教材を活用してインクルーシブ教育を確実に進めること。
- ・ すべての障害者が、全国で、あらゆるレベルのインクルーシブ教育へアクセスすること を保障すること。

③ ジェンダーと障害²⁴

障害のある女性への複合的な差別については、政府報告の中で次のように記されている。 障害者の中でもより脆弱なグループ、具体的には、女性、こども、移民、先住民に対する権利の侵害や冒涜がみられる。このため、一般社会は、障害者を非障害者と同じ権利をもつ市民として認識する必要があり、障害者の権利が尊重されなければならない。障害者機会均等法(法律7600号)及び障害者権利条約で示されている障害者の権利を広く一般市民に周知するために、マスコミなども利用して、より強力な擁護の策を講じることが求められている。他方、コスタリカでは国家女性庁(Instituto Nacional de las Mujeres)が、「女性への暴力に関する国家計画」(Plan Nacional de Violencia Contra las Mujeres) 25の実施を通じて、暴力の予防と被害者対応の体制を構築している。障害のある女性も対象者として含まれている。総括所見(2014年)によるジェンダー分野の推奨事項は以下のとおり。

 $M_{\rm c}$

・ 女性とジェンダー平等に関する政策に、障害のある女性と女児を確実に包摂すること。

④ 訓練·雇用、就労支援²⁶

2018 年実施の全国障害調査によれば、18 歳以上の障害者の 43.6%が何らかの仕事に就いているもしくは求職活動中であり、残りの 56.4%が失業状態にある。非障害者の失業状態の割合が 31.8%であることと比較すると、障害者の失業割合は非障害者の約 1.8 倍となっている。

労働分野に関しては、労働社会安全省と経済産業貿易省(Ministerio de Economía, Industria y Comercio)が、CRPD の第9条と第26条の実行を担う機関である。

コスタリカ政府は障害者の労働分野への包摂を促進するために、2010年に、公的セクターにおける障害者包摂及び保護に関する法(法令8862/2010号)を制定するとともに、障害者の技術トレーニングと雇用可能性の拡大を目的として、障害者雇用に向けた組織間技術委員を設立した。

²⁴ 政府報告より収集・編集

²⁵ https://www.inamu.go.cr/planovi(参照 2020-12-22)

²⁶ 政府報告より収集・編集

労働社会安全省は、障害者の労働包摂を推進するための政策や戦略を策定するため、雇用者、専門家、学生、一般市民を対象として、法律の制定やアクセシビリティ等に関する研修や相談を実施した。また CENARE と連携して、障害者の雇用を検討中の事業者が活用できる職業プロファイルを作成するため、現在就労している障害者の職業評価を行った。

同省が実施した「障害者の労働包摂パイロットプラン」(Plan Piloto de Inclusión laboral de personas con discapacidad)では3企業が協力し、障害の概念、障害者との働き方、障害者への支援内容・方法について他の企業への助言を行った。その結果、実際に32名の障害者の雇用に結びつき、障害者の労働包摂の利点を紹介するビデオも製作された。このビデオは他の企業の障害者雇用についての関心を継続的に引き出すために有効なツールとなっている。DPOからは今後の課題として次の点が指摘されている。

- 労働社会安全省が有する人材、技術、予算が不十分なため、障害者への対応だけでなく、 障害に係る政策の決定、実施、モニタリングが十分に行えない。
- ・ 組織間連携が不十分なため、労働と障害に関する活動の推進が困難となっている。さら に、関連統計の登録方法が統一されていないため精度が低い。
- ・ 労働や雇用に関する直接的な側面に加えて、自宅から職場までの公共交通機関など、労働の可能性を広げうる他のセクターにおけるアクセシビリティの整備や改善が進んでいない。
- ・ 障害者の労働能力向上のために必要な技術支援が不足しているため、研修や訓練の内容 及びプロセスの改善が必要である。
- 雇用者の障害者及び障害者の労働環境に関する情報が不十分である。
- ・ 企業及び公的機関は、障害者の労働環境を整備または改善するのに必要な費用に対して 税金が免除されるなどの、障害者の雇用に伴う利点を十分に活用していない。

総括所見(2014年)による労働・雇用分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 民間セクターでの障害者の雇用促進のため、積極的是正措置と合理的配慮に関する法 律を制定し、雇用者への啓発を行うこと。
- 公的セクターでの障害者雇用率の達成度を監視すること。

⑤ 社会保障を含む障害者への社会サービス27

コスタリカでは、2017年に障害認定サービス創設に関する法令が制定されたことにより、 障害者は自らの障害に関する障害認定証明書を持つことが可能となった。この証明書は国際生活機能分類の基準に沿っており、証明書を所有することで国や企業が提供する保健、労働、交通、教育などさまざまな社会的サービスへのアクセスが容易となる。

コスタリカ憲法は第51条で、"家族は社会基盤の構成要素の一つとして、国家からの特別な保護を受ける権利を有する。同様に、母親、子ども、高齢者、病人は、この保護を受ける権利を有する"と記されている。また、所得税法(法令7092号)15条では、国家予算の5%

²⁷ 政府報告より収集・編集。

を CNREE に割当て、公的及び民間セクターの障害関連組織による、リハビリテーションを はじめとするさまざまな障害者への対応プログラムの開発や実施に出資することが定めら れている。

こうした枠組みの中、貧困状態にある障害者の状況改善を目的とした、補助金による経済的支援が行われている。この補助金は障害者の多様かつ基礎的なニーズに応えるためにコスタリカ政府が CNREE を通じて提供するものである。補助金に加えて、複数の障害者支援機関が財源を持ち寄って、CNREE が中心となって障害者への社会支援プログラムを開発した。これらの補助金給付と社会支援プログラムの実施主体となっているのが社会支援混合庁であり、貧困状態にある障害者及び DPO への助成金の給付や、国家奨学金基金を通じて、困窮状態にある学生が学業を続けられるよう経済的支援を行っている。

CNREE の補助金はまた、住宅費用の補填や、障害者が使用する支援機器のメンテナンス費用の補助に対しても給付されている。このほか、医薬品の提供、非拠出型年金の支給、障害者の家族のための住宅債券管理、各種の技術支援、アクセシブルな住居の設計、障害のある子どもへの奨学金や物資の給付(学用品、制服、給食)、デイセンターでの高齢の障害者に対するケア、障害のある親を持つ子どものための子どもセンターへの包摂など、さまざまなニーズに応じて補助金が給付されている。

DPO の指摘によれば、社会経済的に困窮する障害者の支援プログラムに従事する職員が、障害を機能的あるいは医学的な側面からではなく、人権の観点から理解できるよう、今後さらなる障害に関する啓発研修が必要である。また、建物や交通機関などアクセシビリティ改善に向けた計画とその実施、障害者とその家族の社会経済的状況に関する調査が求められている。地方レベルでは、障害者の居住地、ニーズ、特性を把握するための登録システムがなく、ゆえに、障害者の生活の質の向上のための支援やサービスを計画できない点が課題となっている。

総括所見(2014年)による社会サービス分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 障害者の人権モデルに基づいたインクルーシブ開発に関する政策を、ジェンダー、先住 民などの観点を考慮したうえで、策定すること。
- ・ 貧困対策にかかる社会保障政策の枠組みにおいて、障害を理由とした排除の結果として引き起こされている、社会経済的不利益を是正するための支援を提供すること。

⑥ バリアフリーなまちづくり、防災計画における障害関連の取り組み

・バリアフリー28

国家保健計画 2010-2021 では、安全でユニバーサルデザインに基づいた物理的インフラ へ、すべての人が平等にアクセスできることが推奨されている。この方針に沿って、物理的 アクセシビリティに焦点を当てた取り組みが行われてきた。例えば、保健省に属する 34 の

²⁸ 政府報告より収集・編集。

建物では、スロープ、標識、エレベーターが設置されるなど、公官庁でのアクセシビリティ の改善が進められている。

物理的アクセシビリティ以外では、聴覚または視覚障害者に向けた、音声を通じた情報提供システムの開発、点字印刷機や音声読み上げ機を使った情報の集約が行われている。

教育のアクセシビリティに関しては、教育施設でのスロープの設置など物理的な改善のほか、ウェブサイトへのアクセスを容易にするものとして、文字の拡大アプリケーションや 読み上げソフトの導入など情報分野でのアクセス整備が進められている。

今後の課題としては、物理的アクセスだけではなく、点字や手話でのコミュニケーション体制の構築、読字に必要な技術支援の提供、本やパンフレットのユニバーサルデザイン化など、情報アクセシビリティの確保を促進することが挙げられている。また、社会サービスなどへアクセスできている障害者や、自然災害や緊急時のリスクが高い障害者の所在と人数を特定するデータベースを創設することや、公的機関への労働包摂に関する政策の策定が望まれている。

総括所見(2014年)によるアクセシビリティ分野の推奨事項は以下のとおり。

- ・ 物理的、交通機関、情報通信のアクセシビリティに関する規則や計画を、その目標と期限、不履行に対する罰則も含めて策定し、実行すること。
- コスタリカ式手話通訳に関する立法的措置を講じて、情報のアクセシビリティを改善すること。

防災

政府報告では、災害を含む緊急時に障害者の安全を確保するための措置について、情報は確認できていない。一方、今後取り組むべき課題として以下が示されている。

- ・ 自然災害や暴力など緊急時の障害者支援のための手順を策定すること
- ・ 州ごとの事態対応計画に障害者支援の観点を盛り込むこと(災害下で障害者対応にあたる市の職員の研修、障害者の家族の居住地確認、州の災害リスク評価など)

総括所見(2014年)では、防災分野の推奨事項について記載されていない。。

⑦ 障害と開発分野の国際協力実績

日本政府29

【技術協力プロジェクト:障害に特化した取り組み】

・ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト」(2007-2012 年)

²⁹ 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文(E/N)データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html(参照 2020-12-22)を基に記載

【研修員受け入れ】

- ・地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加 と生計(国家障害者審議会、教育省、自立生活センター)
- ・障害者の雇用促進とディーセント・ワークの実現(ナショナル大学)
- ・中南米地域 障害者自立生活(モルフォ自立生活センター)
- ・中南米地域 地域社会に根差したリハビリテーション及び地域社会 に根差したインクルーシブな開発の導入研修(教育省、社会保険公庫、DPO)
- ・インクルーシブ教育実践強化(教育省)
- ・コミュニティに根ざしたインクルーシブな開発 (2012-2015 年。 個別 案件・第三国研修)

【無償資金協力】

・ コスタリカ国立劇場視聴覚機材整備計画(2009年)

【草の根人間の安全保障無償資金協力(在コスタリカ日本大使館)】

- ・モルフォ障害者自立研修センター建設計画(2018年)
- ・国立リハビリテーション・センター医療機材整備計画(2015年)
- ・オロティナ市障害者ケアセンター増築計画(2014年)

【草の根技術協力事業】(平成26年度)

- ・コスタリカ自立生活推進プロジェクト(2012-2017年)
- ・障害者の社会支援システム構築プロジェクト(2017-2022年)

他ドナー 【国際機関】

1) 国連児童基金 (ユニセフ)

障害者を対象とした研修の実施30

2) 国連教育科学文化機関 (ユネスコ)

障害者の保護のためのプロジェクト31

3) 米州機構

POETA プロジェクト (2008-2010 年)

(米国労働省、マイクロソフト社、米国・コスタリカ協力財団との合同 プロジェクト)

³⁰ https://www.unicef.org/costarica/comunicados-prensa/50-personas-con-discapacidad-y-sus-familias-aprenden-de-liderazgo-y-gesti%C3%B3n(参照 2020-12-22)

³¹ http://www.unesco.org/new/es/media-services/single-view/news/unesco and sisca agree on a project for the protection of pe/ (参照 2020-12-22)

2-5. 地域に根ざしたリハビリテーション/インクルーシブ開発 (CBR/CBID)の状況

政府報告によると、コスタリカでは、CNREE が JICA と実施した技術協力プロジェクト「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化」を通じて、障害者のリハビリテーション体制や社会参加システムの強化が図られた。プロジェクトの主な活動として CBR の推進がなされ、JICA の課題別本邦研修においても、障害者リーダー育成、自立生活、国際生活機能分類とともに CBR についての知見の獲得がなされた。こうした成果を活かして、首都のサン・ホセに加え地方でも、非政府組織強化、障害者リーダーの育成、CBR 経験の共有、障害当事者運動、ソーシャルネットワークの構築など CBR に関連するセミナーや研修が実施された。

2-6. 盲人, 視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用 する機会を促進するためのマラケシュ条約批准及び対応状況

コスタリカ政府は 2017 年 10 月 9 日にマラケシュ条約を批准した。政府報告によると、これに先立つ 2009 年 3 月に、障害や教育における著作権保護の例外的措置を認める著作権法の改正案が議会に提出されたが、政府報告提出時点 (2011 年) で立法には至っていない。条約批准後に制定に至った法律や政策に関する情報は、本調査では確認できなかった。

2-7. 新型コロナウイルスの流行がもたらした影響

2021 年 2 月 3 日時点の情報³²によれば、コスタリカにおける新型コロナウイルス感染者 総数は 194,569 人、死亡者数は 2,634 人である。感染者数は減少傾向にあり、平均で 1 日 523 人の新規感染者が報告されている。これは、1 日平均人数のピークだった 2020 年 9 月 27 日 の 40%に当たる。他方、教育機関の全国的かつ全面的な閉鎖と、全国的な入国審査強化策が 継続している。また、同じく全国的に在宅の推奨がなされている。

2021年1月26日付けで発出された在コスタリカの日本国大使館の情報³³によれば、2月1日より車両通行禁止時間の短縮や、飲食店やスーパー・商店等商業施設および国立公園等の規制時間の短縮が予定されている。

① 各国政府が実施したコロナウイルス対策における障害者への合理的配慮 今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

② 障害者が保健サービスを受ける権利に対するコロナ禍の影響 今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

³² ロイターCOVID-19 Global tracker ウェブサイト https://graphics.reuters.com/world-coronavirus-tracker-and-maps/ja/countries-and-territories/costa-rica/ (参照 2021-02-03)

³³ 外務省海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=105974(参照 2021-01-29)

③ 障害者が教育を受ける権利に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

④ 障害者の移動に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑤ 障害者の就労に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

⑥ 障害者への情報保障に対するコロナ禍の影響

今回のオンライン文献調査やアンケート調査では確認できなかった。

3. 障害関連団体の活動概況

3-1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
コスタリカろう者全国協会	1991年に設立された、国内の聴覚障害者団体の全国レベ
Asociación Nacional de Sordos	ルの協力団体
de Costa Rica ³⁴ (ANASCOR)	
障害者ネットワーク連盟	障害者と情報通信技術を結びつけ、障害者の権利に直接
Federación Pro Personas con	的・間接的に影響を与えるあらゆる事柄についての相談
Discapacidad ³⁵	や訴えに対して有効な解決策を見出すことを目指す団
(FEREPRODIS)	体。
セントロ・モルフォ	自立生活を推進する障害当事者団体。JICA の草の根技
Centro Morpho ³⁶	術協力を通じた技術支援を受けるとともに、在コスタリ
	カ日本国大使館の草の根人間の安全保障無償資金協力で
	自立生活センターを建設。

3-2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
コスタリカ障害者団体全国ネット	障害当事者及び支援者の団体による全国ネットワー
ワーク	ク。障害者の権利と政治参加を目的とした活動を展
Red Nacional de Organizaciones de	開。
Personas con Discapacidad de Costa	
Rica ³⁷ (REDNOPEDIS)	
アンドレア・ヒメネス財団	1974年に設立された非政府組織。障害者の生活の質
Fundación Andrea Jiménez ³⁸	の改善や社会包摂を目指す教育プログラムや、知的
	障害者への統合的ケアサービスを提供している。0~
	60 歳まで約100名の生徒が在籍している。障害者へ
	の支援を行うリーダー的団体になることを目的とし
	ている。
みんなの未来財団	1998年設立の、ダウン症と知的障害のある青少年を
Fundación el Futuro es de Todos ³⁹	対象に職業訓練を行う。

https://www.facebook.com/Anascor1974/ (参照 2020-12-24)
 http://fereprodis.blogspot.com/ (参照 2021-02-01)

³⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000138306.pdf(参照 2020-12-24)、 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html(参照 2020-12-24)

³⁷ https://www.facebook.com/REDNOPEDIS/(参照 2020-12-24)

https://www.nacebook.com/REDNOFEDIS/(参照 2020-12-24)

38 https://fundacionandreajimenez.org/(参照 2021-02-01)

39 https://elfuturoesdetodos.wixsite.com/futuroparatodos?fbclid=IwAR1A8hFvBQOmr6qLPmgfrxQT33n0ZioZ0pVN CTE5iyx5FRTTjWE_ozO3bJQ(参照 2021-02-01)

4. 参考資料

CONAPDIS (2011) Política Nacional en Discapacidad

CONAPDIS (2019) Encuesta Nacional sobre Discapacidad 2018-La discapacidad en Costa Rica

CONAPDIS (2019) Encuesta Nacional sobre Discapacidad 2018 RESULTADOS GENERALES

Government of Costa Rica (2011) CRPD Informes iniciales presentados por los Estados partes de conformidad con el artículo 35 de la ConvenciónMinisterio de Planificación Nacional y Política Económica (2018) Plan Nacional de Desarrollo y de Inversión Pública del Bicentenario 2019-2022

United Nations (2014) CRPD Observaciones finales sobre el informe inicial de Costa Rica

United Nations (2020) CRPD Segundo y Tercer Informe combinado de Costa Rica sobre el Cumplimiento de la Convención de Derechos de las Personas con Discapacidad

UNDP (2012) Plan Nacional de Inserción Laboral para la Población con Discapacidad en Costa Rica

JICA (2007) 『国別障害関連情報 コスタリカ共和国』

JICA コスタリカ支所 (2016)「案件別事後評価(内部評価)評価結果票:技術協力プロジェク ト」

<ウェブ情報>

内閣府 (2013-2019)『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html(参照 2020-12-24)

JICA (2017) 『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』 https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf (参照 2020-12-24)